

**府中市市民協働推進協議会
中間報告書(案)**

平成 26 年 月

府中市市民協働推進協議会

目次

1	はじめに	1
2	本報告書作成にあたって	3
3	府中市市民協働都市宣言（案）	4
4	府中市市民協働の推進に関する基本方針（案）	5
5	参考資料	22
(1)	府中市市民協働推進協議会設置要綱	22
(2)	府中市市民協働推進協議会名簿	24
(3)	府中市市民協働推進協議会検討経過	25
(4)	府中市市民協働推進協議会における主な意見	26
(5)	パブリックコメントの実施結果について	30
(6)	市民協働に関する調査結果	36

1 はじめに

府中市市民協働推進協議会は、平成 25 年 5 月 27 日付で、高野市長から、2 年間の任期で、「市民協働に関する基本的方針」及び「市民協働に関する計画」について検討するよう、依頼を受けました。

平成 25 年度は、依頼事項のうち、「市民協働に関する基本的方針」について、計 10 回の会議を開催し、様々な視点からの議論を重ねてまいりました。

当協議会における議論を効果的なものとするため、市から、協働に関する市民や職員の意識調査の結果や、協働事業調査の結果など、様々な資料の提供を受けるとともに、説明を求め、現状の把握と課題の抽出に努めました。

一方、取りまとめるべき「方針」について、血肉の通ったものとするため、先進的自治体の視察や、実際に市と協働し、または協働していきたいとする団体の代表者との意見交換を行うなど、当協議会の委員自らが直接関係者の声を聞いたうえで議論を進め、協働を推進するために何が必要か、「方針」としてどのようにまとめていくべきかを検討してまいりました。

その際には、次のような点を念頭に置き、議論を進めました。

府中市が目指す協働の姿

- ・ 協働は市民のだれもが一人からでも参加できる
- ・ 市民も市も一緒になって考え、汗を流す
- ・ 協働により多くの市民が住みやすい、住んで良かったまちとなる
- ・ 様々な主体による「市民協働」へと発展していく

「方針」のあり方

- ・ 誰にでも読んでもらえるように「やさしく」
- ・ すぐに一步を踏み出せるように「わかりやすく」
- ・ 自分のこととして感じてもらえるように「主体ごとに」

検討が進み、「方針」の形が見え始め、会議における議論がますます高まってくると、委員から、「協働の取組を推進するに当たっては、市民や市の共通目標となる仕組みが必要ではないか」、「府中市を市民協働のまちとして、内外に広くその姿勢を示す『都市宣言』をしてはどうか」との意見があり、協議会として、「方針」とともに「都市宣言」についても提言していくこととしました。

この決定後、協議会の議論と並行して、パブリック・コメント手続やシンポジウムを通じ、広く市民に対しても当協議会の活動や市の取組について PR 等を行い、市民協働の意識の醸成を図ってまいりました。

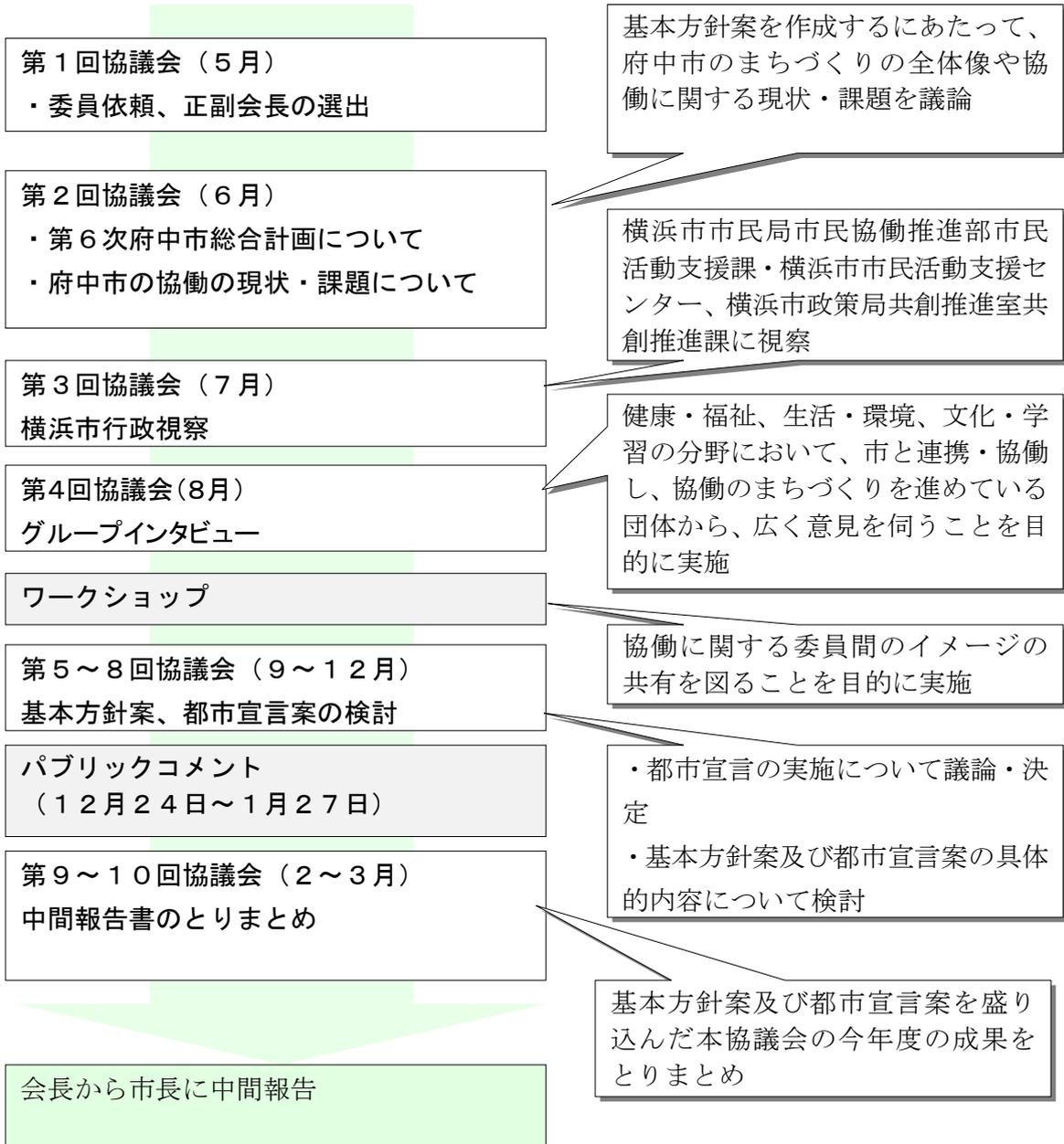
協議会では、様々な視点から、「方針」及び「都市宣言」について慎重かつ白熱した議論を重ね、約1年にわたる検討の結果、ここに、市民や各活動団体等を広く協働の主役と位置付け、協働の基本的な考え方や府中市らしい協働のあり方を示し、様々な主体間の協働についても言及した「府中市市民協働の推進に関する基本方針（案）」を作成するとともに、市の協働の取組に係る決意を内外に示すための「府中市市民協働都市宣言（案）」を作成いたしました。

このたび、当協議会におきましては、中間報告として基本方針(案)及び都市宣言(案)を提出させていただきます。この報告が、今後の府中市の協働に関する具体的な計画策定の大きな礎となることを期待することはもちろん、市民協働を推進する市におきましても、当該報告を踏まえ、協働の考え方を広く職員及び市民に広めるとともに、市民が主役の協働によるまちづくりを、より一層推進するための基盤づくりを着実に実行されることを強く望みます。

2 本報告書作成にあたって

本協議会では、基本方針（案）のとりまとめにあたって、以下のようなプロセスで、議論を進めてきました。なお、協議会が出された主な意見等については、「5 参考資料」に整理しています。

【平成25年度】



【平成26年度】

基本方針及び都市宣言を基に行動計画の検討等を実施

3 府中市市民協働都市宣言(案)

府中市市民協働都市宣言（案）

都市としての住みよさや活力を併せ持ち、歴史と文化、豊かな自然に育まれた、わたしたちのまち府中。

わたしたちは、将来にわたってみんなが笑顔で暮らし、働き、学び、活動できるように、お互いの信頼関係のもとに協力し合い、支え合うまちを創ります。

わたしたちは、まちの主役として自らの役割を考え、できることから積極的にまちづくりに参加します。

わたしたちは、ともに考え、汗を流し、一体となって地域課題の解決に取り組みます。

洗練された輝き続けるまちへの更なる飛躍を誓い、ここに府中市を「市民協働都市」とすることを宣言します。

4 府中市市民協働の推進に関する基本方針(案)

府中市市民協働の推進に関する基本方針（案）

目 次

第1章 基本方針策定の経緯と位置付け	7
第2章 府中市が目指す協働の姿	8
1 協働の必要性	8
2 協働の定義と主体	9
3 協働の主な効果	10
4 府中市らしい協働	11
第3章 協働の進め方	14
1 協働の原則	14
2 協働の手法	15
第4章 協働を推進するための基盤づくり	18

第1章 基本方針策定の経緯と位置付け

これまで本市では、市内で継続的に社会貢献を行う NPO¹・ボランティア団体の活動・交流の拠点として、平成14年8月に「府中 NPO・ボランティア活動センター」を設置し、早くからその活動を支援してきました。そして、平成15年8月には「府中市 NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する指針」（以下「指針」という。）を策定し、NPO・ボランティア活動及び協働の推進における本市の基本的な考え方や支援の基本姿勢等を示しました。

次に、平成17年1月には「NPO との協働推進マニュアル～職員用～」を策定し、先に記した指針に基づき、協働事業を行う市の職員の参考となるよう、市と NPO 法人との協働に関する基本的な説明や、協働事業を具体的に進めるための手順等を示しました。また、市が直営で運営する府中 NPO・ボランティア活動センターについても、平成21年度から NPO 法人による運営に変更するなど、協働によるまちづくりの推進に努めてきました。

さらに、本市では、平成25年6月に、「第6次府中市総合計画」（平成26年度～33年度）を策定し、目指すべき都市像として「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市をめざして～」と掲げました。この都市像を実現するために、「市民と市が協働でまちづくりを展開」することとし、「市民」を住民だけでなく、事業者、在勤者、在学者並びに市内で活動する方々や団体も含んだ意味で捉え、市民と市との協働のまちづくりを展開することとしています。

以上を踏まえて、この基本方針は、NPO・ボランティア団体と市との協働の推進を中心とした従来の指針を一新し、市民と市との協働はもちろん、市民、自治会・町内会、各文化センター圏域のコミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者、市等によるさまざまな主体間の協働も視野に入れた「市民協働」を推進していくため、各種施策や事業等の取組に係る方向性を示すものです。

本方針における「市民」の定義

本方針における「市民」については、第6次府中市総合計画と同様に、住民だけでなく、事業者、在勤者、在学者及び市内で活動する方々や団体も含んだ広い意味で捉えています。

ただし、（他の主体と列記する場合など）3ページに定める協働の主体として、狭い意味で捉える場合があります。

¹ 「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した法人を、NPO 法人（特定非営利活動法人）といいます。（内閣府 NPO ホームページより）

第2章 府中市が目指す協働の姿

1 協働の必要性

少子高齢化による地域活動の担い手の高齢化・特定化や価値観の多様化・ライフスタイルの変化による近隣住民間のつながりの希薄化、それにとまなう高齢者の見守りや社会的弱者に向けた支援の担い手の問題等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、その課題もますます複雑化・多様化しています。

こうした状況においては、行政だけで、地域課題の解決や多様なニーズに応じた公共的なサービスを提供することは困難であるため、市民と行政が役割分担のもとに、それぞれの能力を發揮しながら協働してまちづくりに取り組んでいく必要があります。また、それぞれの地域においては、従来から、自治会・町内会やNPO法人等も活発に活動を行ってきましたが、単独で対応が難しい場面も生じており、複数の主体が、それぞれの得意分野を生かしつつ、連携して取り組むことも必要になっています。

例えば、阪神・淡路大震災や東日本大震災においては、ボランティアやNPO法人、民間企業等が、自分たちでできることを行おうと、行政と連携・協力しながら、さまざまな支援活動に取り組みました。このような地域課題の解決に向けた協働は、地域のニーズに合ったきめ細かいサービスの提供や、地域課題に市民が積極的に取り組む機会を創出し、さらにここから生まれる人と人とのつながりにより、まちの地域力を向上させます。

本市においても、第6次府中市総合計画の都市像を実現し、より住みよいまちにしていくために、市民、自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会、NPO・ボランティア団体、教育機関、事業者等、地域にかかわる全ての人々と本市とが、これまで以上に連携を深めながら、まちづくりに取り組んでいくことが求められています。

本市では、自治会加入率が年々減少してはいるものの、近隣市と比較して高く、また、地域固有のまつりや商店街のイベントが多いなど、市民のまちづくりに対する意識は高いものがあります。また、多摩川やけやき並木等、自然にあふれ、大企業や国立大学、競馬場や競艇場といった大規模施設が多く、活気と賑わいがあります。さらに、総合病院や専門病院などの医療機関も充実しており、市民の暮らしに安心感を与えているなどの特徴があります。

これらの特徴は、まちづくりの強みとなるものであり、地域の賑わいを創出し、さらなるまちの発展につながることはもちろん、人と人とのつながりによるネットワークを活用した、防災・防犯にも強い地域づくり、まちづくりにつなげていける「土壌」があるといえます。

このような条件を生かし、それぞれの役割分担のもと、対等な立場で連携・協力し合う協働を推進していくことが、今、あらためて必要となっています。

2 協働の定義と主体

協働を推進し、その効果を高めるためには、協働に取り組む主体が、本市における協働の考え方について理解し、共通の認識を持つことが重要です。

(1) 協働の定義

本市では協働²を次のように定義します。

多様で多層な主体³が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること。

(2) 協働の主体

協働事業を実施する主体を次のように位置付けます。

- ア 市民（市内に住み、働き、学び、又は活動する全ての人）
- イ 各活動団体
 - ① 地縁型活動団体（自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会等）
 - ② 目的型活動団体（NPO・ボランティア団体、社会教育関係団体、各種任意団体等）
 - ③ 教育機関（大学、専門学校、高等学校、小・中学校等）
 - ④ 事業者（企業、自営業者、商工会議所、商店街連合会、金融機関、各種法人、事業者団体等）
- ウ 市

協働の主体同士は対等な協力関係にあることから、協働事業を実施する主体として記述する場合は、市も主体の一つとして位置付けます。

公的機関(警察、消防等)との協働

複雑化・多様化が進む地域課題への対応に当たっては、市以外にも、警察・消防・東京都等の公的機関の役割が重要になっています。

例えば、第6次府中市総合計画では、基本目標「安全で快適に暮らせる持続可能なまち」を実現するため、市は、各種施策の実施に当たり、警察・消防等と必要に応じて連携・協力を図ることとしております。

本市が目指す協働のまちづくりを実現するためには、公的機関とも協働を進めていく必要があります。

² 協働の語源として、「パートナーシップ（対等・平等の関係を重視）」、「コラボレーション（異なる特性と新たな発想を重視）」、「コ・プロダクション（相乗効果や効率向上を重視）」の3つがあるとされており、本市では、どれか一つという意味ではなく、3つの意味を併せ持つものとして捉えることとしています。

³ 多様で多層な主体について、本市では、協働の取組がより効果的なものとなるように、市内在住者・在勤者・在学者や、各活動団体の種別等に係る横軸の関係性（多様）だけでなく、それぞれの立場において、世代や新旧住民、又はそれぞれの活動目的等に係る縦軸の関係性（多層）があることも踏まえて、協働の主体を捉えることとしています。

3 協働の主な効果

協働を推進することにより、地域活動の活発化や市民の意識の向上をもたらし、地域力の向上や市のイメージの向上などが期待できます。また、各主体が、互いの特性を生かし合いながら連携・協力することによって、それぞれの主体にとって、次のような効果を生むことが期待できます。

(1) 市民

新たな人との出会いが生まれ、生きがいつくりや自己実現の機会の拡大につながります。

また、多様化・複雑化するニーズに対応した、きめの細かいサービスを受けることができます。

(2) 地縁型活動団体

それぞれの団体の組織基盤の強化、認知度の向上によって、活動や事業展開の場の機会の増大が期待できます。

(3) 目的型活動団体

役割に応じ、特性を発揮して協働に取り組むことにより、それぞれの団体の目標を効果的に達成することができます。また、団体同士のネットワークの形成が期待できます。

(4) 教育機関

教育機関と地域等によるネットワークが形成され、さまざまな主体が児童・生徒・学生等の教育にかかわることにより、教育機関だけでは解決が難しい課題の解決につながります。

(5) 事業者

地域とのコミュニケーションが図られ、組織の活性化や地域ニーズの把握、新たなサービス提供のきっかけとなります。さらに、ブランドイメージや企業の評判が向上し、従業員の育成や、ホスピタリティの向上といった効果も期待できます。

(6) 市

多様化・複雑化するニーズへの迅速かつ的確な対応や価値の高い公益サービスの提供が期待できます。

また、市民と一緒にあって、地域課題の解決に取り組むことで、市の事業や仕事の進め方を見直す機会になります。

4 府中市らしい協働

本市において、今後、協働によるまちづくりをより効果的に進めていくためには、各主体が、あらためて本市の特徴やまちづくりにおける役割を理解するとともに、それぞれの特性や専門性を十分に発揮することが重要です。そのうえで、ともに考え、汗を流し、一体となって取り組むことにより、「府中市らしい」協働が育まれていくと考えます。

(1) 協働によるまちづくりのための役割分担

協働によるまちづくりを進めるにあたって、各主体の特性を最大限生かすためにも、それぞれが期待される役割を理解し、その役割を遂行することが重要です。

ア 市民

協働によるまちづくりは一人からでも参加できます。このため、自身がまちづくりの主役であることを理解し、「自分たちでできることを、自分たちでやってみる」ことから始め、さらには地域活動等にも積極的・主体的にかかわり、自らの暮らしをより良いものとするのが期待されます。

イ 地縁型活動団体

地域課題を市民同士が助け合い、解決していくなど、市民による自治の充実にに向けた基盤的な役割を果たすことが期待されます。

ウ 目的型活動団体

自らの活動が果たす社会的意義を踏まえ、協働によるまちづくりを主体的に推進するとともに、広く市民に活動内容等を紹介し、参加の場や機会を提供することが期待されます。

エ 教育機関

地域社会を構成する一員として、専門的知識の活用や学生等の事業協力、人材や施設等の資源の提供など、地域社会に貢献することが期待されます。

オ 事業者

地域社会を構成する一員として、技術やノウハウ等を活用した事業協力等、また、人材や施設等の資源の提供など、地域社会に貢献することが期待されます。

カ 市

各主体と連携し、効率的・効果的な行政運営に努め、組織間の連携強化や各主体だけでは解決できない課題の解決に努めます。また、協働によるまちづくりに関する共通のルールや制度、環境整備等に取り組み、協働の取組等について積極的に情報提供し、意識の高揚を図ります。

(2) 各主体の特性を生かした協働

地域課題を解決し、市民生活をより向上させるには、各主体が持つ、特性や専門性などを生かした協働を推進していく必要があります。

ア 地縁型活動団体

自治会・町内会は、地域社会において、近隣住民間の親睦を深め、さまざまな問題に対処するなど、地域づくり・まちづくりに寄与してきました。特に本市では、各文化センター圏域に組織されたコミュニティ協議会や自治会同士をつなぐ自治会連合会が果たしてきた役割は大きく、今後も本市との協働のパートナーとして欠かせない存在です。近年では、防犯・防災、地域福祉、ごみの減量化等に関する地域課題が増えているため、自治会・町内会やコミュニティ協議会、自治会連合会といった地縁型活動団体との協働は不可欠です。

イ 目的型活動団体

本市には、福祉・環境・教育等、さまざまなテーマを持って活動する NPO・ボランティア団体等があります。これらの団体は、社会の変化による新たな課題に対して、自発性、先駆性、専門性、機動性等をもって対応できるため、きめ細やかなサービスを提供できます。ますます複雑化・多様化する地域課題を迅速に解決するためには、NPO・ボランティア団体といった目的型活動団体との協働は不可欠です。

ウ 教育機関

市内には、国立大学や、高等学校などさまざまな教育機関があります。複雑化・多様化する地域課題の解決に当たっては、これら教育機関の有する専門的知識や施設等の資源を活用することが有効です。また、近年、学生によるボランティア活動や地域貢献が盛んになり、地域の活性化に寄与していることから、今後教育機関との協働を一層推進していく必要があります。

エ 事業者

事業者は、近年、「企業市民」と言われるようになるなど、地域社会における市民としてその役割と責任を果たすため、社会貢献活動や公益活動に力を入れています。さらに、専門的技術や知識、また、スポーツチームなど、さまざまな資源を有していることから、地域課題を迅速かつ的確に解決するため、事業者との協働を一層推進する必要があります。

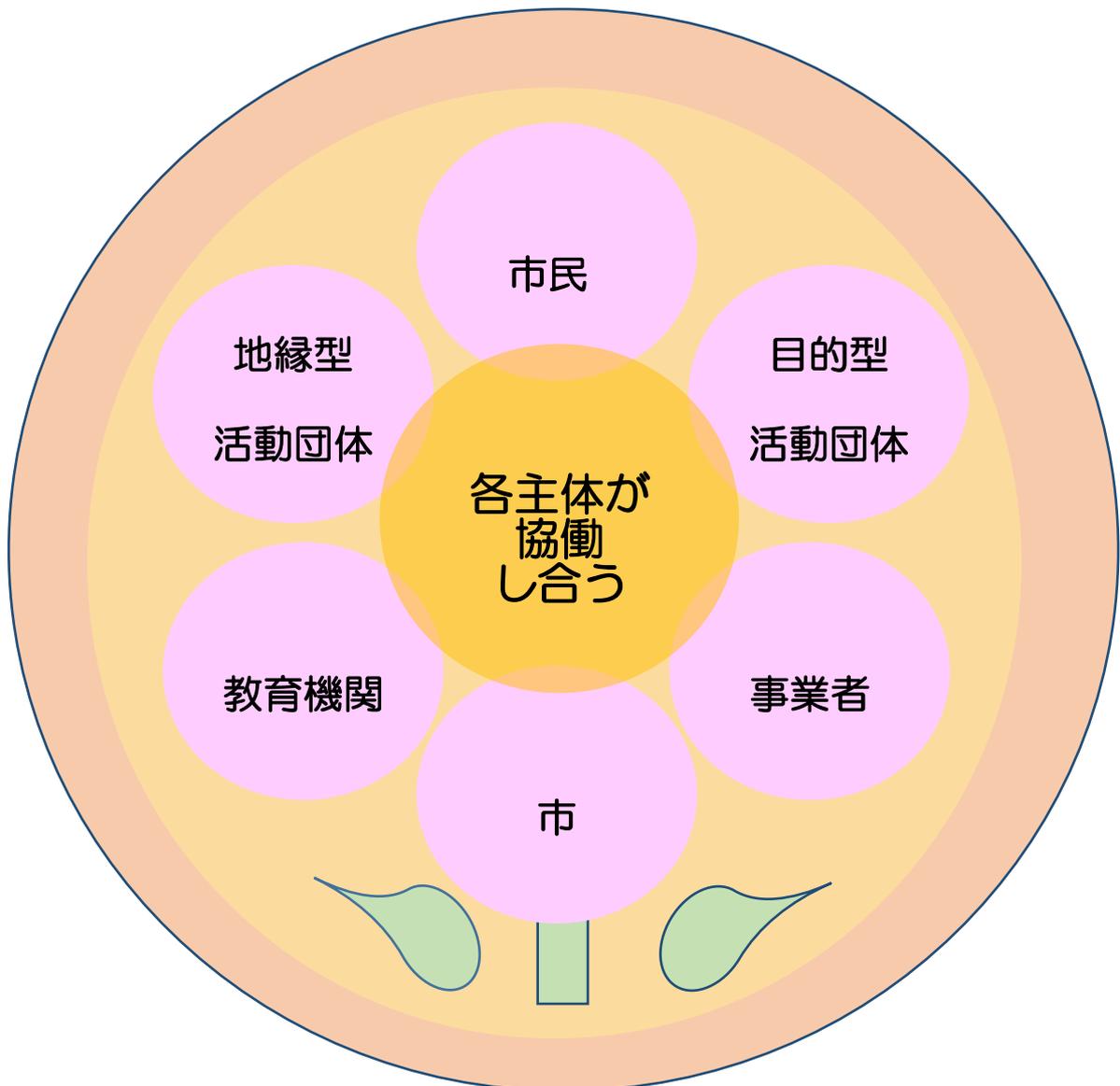
(3) 本市が目指す協働の姿

府中市らしい協働によるまちづくりに当たっては、取り組む課題や地域の特性によって、市民と市との協働だけではなく、例えばNPO 法人と自治会、また、教育機関や事業者、あるいはこれらに市を含めた協働など、さまざまな主体間の協働の取組がますます重要になります。

各主体がそれぞれの持つ強みを生かし、連携・協力し合う市民協働を推進し、多くの市民が住みやすい、住んでよかったと思えるまちをつくっていきます。

市民協働による

「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現



第3章 協働の進め方

1 協働の原則

協働事業を実施する主体は、次の協働の原則を意識しながら、協働に取り組むことが求められます。

(1) 目的共有の原則

地域課題の解決や社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働することを相互に理解・認識する必要があります。

(2) 対等の原則

対等な協力関係にあるとの認識のもと、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組むことが求められます。

(3) 相互理解の原則

対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場や特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築く必要があります。

(4) 自主性尊重・自立化の原則

それぞれの特性や長所を生かせるよう、その自主性を尊重するとともに、市民や各活動団体が自立して活動できるよう、取組を進める必要があります。

(5) 評価の原則

協働の質や効果を高めるため、一定の時期に協働事業を客観的に評価・検証する必要があります。

(6) 情報公開の原則

透明性を高め、信頼関係を築くため、協働事業に関する情報を積極的に公開する必要があります。

2 協働の手法

協働は、よりよいまちづくりのための「手段」であり、したがって、「何でも協働すればよい」ということではありません。

効果的に協働事業を行うためには、社会の変化や市民のニーズ等を踏まえ、事業そのものの協働への適性或協働によってもたらされる効果、また、協働の形態や活動領域などを総合的に検証することが重要です。

検証の結果、必ずしも協働に適さない場合もありますが、このような検証を行う「プロセス」が重要であることを、各主体間で共通認識を持つことが大切です。

(1) 協働に適している事業

協働に適していると考えられる事業として、次のような性質のものが想定されます。適性を有する事業については、更に協働により実施すべき事業か、効果等を検討し、総合的に判断します。

ア 性質上の視点

- (ア) きめ細やかで柔軟な対応が求められる事業
- (イ) 専門性・先駆性が求められる事業
- (ウ) 広く市民が参加することが求められる事業
- (エ) 地域の実情に合わせて実施することが必要な事業

イ 効果の視点

- (ア) 市民のニーズ（解決すべき地域課題）はあるか。
- (イ) 協働により地域課題を解決することについて効果が見込めるか。
- (ウ) 協働により各活動団体の特性が生かせるか。
- (エ) 総合計画や各種計画との整合性はとれているか。
- (オ) 経費は妥当か。

(2) 市民と市との協働事業の進め方

協働事業を実施するにあたっては、主体同士がそれぞれの特性を相互に理解したうえで、どのような事業形態が互いの特性を生かし、より効率的に事業を進め、大きな効果を上げられるのかを考え、形態を選択する必要があります。

また、協働事業の実施を検討する際には、それぞれの活動と市との関係性も考慮する必要があります（10ページ図参照）。なお、それぞれが独自に行う領域から、市が独自に行う領域について、その境界は常に流動的であるため、事案ごとに検討することが重要です。

ア 共催

事業やイベント等において、お互いの役割分担と責任を明確にしたうえで、各主体がともに主催者となって行う形態です。

イ 実行委員会・協議会

個々の構成員のもつノウハウや各主体のネットワーク等を生かし、各主体で構成された実行委員会や協議会が主催者となって行う形態です。

ウ 事業協力

主体のいずれかが主催者となる事業において、双方が資金・人材・物資・場所等を提供し、協力して事業を行う形態です。

エ 委託

地域性、専門性、迅速性等、各主体がもっている特性を生かすことを目的に、主に市が実施している事業を、協働する意図を持ったうえで委託する形態です。

オ 後援・協賛

各主体が行う公益性や先駆性のある事業に対して、主催主体を支援する形態です。

カ 補助

各主体が行う公益性の高い事業に対して、市が資金面で協力する形態です。

キ 政策形成過程への参画

市民や各活動団体の代表者が、アイデアや意見を市の施策に反映することを目的に、市の審議会や協議会等に参画する形態です。

<図：市民の活動と市との関係性～協働事業の領域～>

市民と市との協働				
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民が主体となり、市が支援する領域	市民と市がそれぞれ主体的に連携・協力する領域	市が主体となり、市民の参加により行う領域	市の責任と主体性によって独自に行う領域
基本的には対象外	・事業協力 (市民主催の事業への市の協力) ・補助 ・後援・協賛	・共催 ・実行委員会・協議会	・委託 ・事業協力 (市主催の事業への市民の協力) ・政策形成過程への参画	基本的には対象外

※政治活動、選挙活動、宗教活動、公益を害する活動は、行政が協働する領域から除かれます。

(3) さまざまな主体間の協働の進め方

さまざまな主体が、多様な組み合わせによって協働することで、更なる相乗効果が生まれ、複雑化・多様化する地域課題への解決に向けて、きめ細かく、柔軟に対応できる可能性が広がります。

このようなさまざまな主体間の協働を推進していくため、市は、協働の機会や場の提供に係る情報提供をするなど、さまざまな主体を協働へとつなぐための後方支援に努めます。一方、各主体においては、本市が目指す協働の姿や、その進め方等を意識して協働に取り組むことが期待されます。

第4章 協働を推進するための基盤づくり

協働を推進するためには、その基盤となるさまざまな条件や環境を整えていく必要があります。ここでは、そのための今後の取組について示しています。

1 市民の協働に対する意識の醸成

より多くの市民が協働の取組について知り、関心を持ち、積極的に参加できるようにするために、シンポジウム等の開催や、広報紙やホームページ等を利用した情報提供など、意識の醸成に取り組む必要があります。

2 職員の意識改革・スキルアップ

職員が、協働の意義や必要性等を十分に理解し、積極的に協働を推進できるようにするために、職員研修等を実施する必要があります。また、担当者の変更等により、協働の取組が停滞しないように、具体的な協働事業の進め方を示したハンドブック等を作成する必要があります。

3 情報共有・双方向型コミュニケーションの推進

協働を推進するためには、各主体がお互いに信頼できる関係を築くことが重要です。このため、行政は積極的に情報を公開し、市民や各活動団体と情報を共有することにより信頼関係の構築に努める必要があります。また、共有した情報に基づき、それぞれが、双方向に意見交換できるような仕組みの整備について検討を進める必要があります。

4 協働のコーディネーター機能の育成

さまざまな主体間のコミュニケーションを促進し、ネットワーク化を図り、協働へとつないでいくためには、相談役・調整役を担える専門性を持った個人や、いわゆる「中間支援組織」⁴の役割が重要となります。このため、これら「協働のコーディネーター」の確保・育成に取り組む必要があります。

⁴ 中間支援組織については、いろいろな捉え方があり、必ずしも明確に規定された定義があるわけではありませんが、その機能、役割としては、主として①資源（ヒト、モノ、カネ、情報）の仲介、②NPO間のネットワーク促進、③価値創出（政策提言、調査研究）といった点があげられています。（内閣府NPOホームページより）

5 市民活動拠点施設等の有効活用

現在、市民や各活動団体に関する地域貢献活動その他の情報の発信や各団体間のネットワークの構築等は、府中 NPO・ボランティア活動センターが行っていますが、協働を一層推進していくためには、その強化が必要となります。

このため、府中駅南口第一地区第一種市街地再開発事業⁵における、施設建築物内に設置予定の市民活動拠点施設をはじめ、協働の推進のための場として公共施設等のさらなる有効活用について、検討を進める必要があります。

6 市民自身が市民の活動を支える環境づくり

地域課題の解決に取り組むためには、市民の活動を支えるための財政的な基盤の確立が必要となります。一方、行政からの助成を頼りにしては、活動の幅にも限界が生じかねません。このため、協働に係る「自主性尊重・自立化の原則」を踏まえ、市民による寄附意識の醸成や市民ファンド⁶等の仕組みなど、市民自身がそれぞれの活動を支えていける環境づくりの検討を進める必要があります。

7 協働事業提案制度の整備

地域課題を協働により迅速かつ効果的に解決するためには、市民が持つ豊かな発想や高い専門性、柔軟かつ迅速な行動を、出来る限り生かすことが重要です。このため、分野を限定せずに協働事業の提案を市民から公募する制度の整備の検討を進める必要があります。

また、市が実施している事業や実施予定の事業で、本方針等に基づき、市民や各活動団体と協働して実施すべきと考えられるものについては、市側から、市民や各活動団体のアイデアや提案を求められる制度の整備についても、併せて検討を進める必要があります。

8 協働を推進するための組織的な仕組みづくりの検討

協働を推進していくためには、市民に対し、部署による対応の差が生じることのないように連携を図る必要があります。このため、各部署で行っている協働の取組や成果等について情報を共有し、それぞれの協働事業に反映し、全庁的な協働の推進に資する組織的な仕組みについて検討する必要があります。

また、協働の推進に係る取組の進捗状況等について市民の意見を反映するための市民参加の協議組織を設置する必要があります。

⁵ 府中駅南口地区内には狭あい道路や密集した木造建築物など防災面で様々な問題があり、それらの解消と駅前広場や道路など公共施設の整備、商業の活性化などのため、市街地再開発事業により市の表玄関にふさわしい街並みの形成を図ることとしています。

⁶ 市民からの寄附を中心に、市民の活動に助成を行うことを目的とした、市民自らが運営する基金です。

9 協働事業の評価・検証の仕組みの整備

協働事業の効果をより高めていくためには、事業実施後に、双方で結果について振り返りを行うことが大切です。このため、協働事業の振り返りを行い、より良い協働のあり方へフィードバックできる評価・検証の仕組みづくりに取り組む必要があります。

10 協働の取組を効果的に進めるための行動計画の策定・条例の整備

協働の推進を確実なものとするためには、本章に掲げる協働を推進するための基盤づくりに係る取組を効果的に行う必要があります。このため、本方針に基づく具体的な行動計画を策定し、PDCA サイクル⁷に基づく進行管理を行います。また、今後協働の取組を市全体でより一層推進していくため、協働のまちづくりに係る基本理念や姿勢等を明確に定める条例の整備を検討します。

⁷ 計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（ACTION）のサイクルで、計画の進行管理を行う仕組みです。

5 参考資料

(1) 府中市市民協働推進協議会設置要綱

府中市市民協働推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民との協働によるまちづくりに向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、府中市市民協働推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 市民との協働の推進のための基本的な方針及び計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民との協働に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 府中市自治会連合会の構成員 1人
- (3) コミュニティ協議会の構成員 1人
- (4) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会の構成員 1人
- (5) むさし府中商工会議所の構成員 1人
- (6) 市民との協働を推進している民間企業の構成員 2人以内
- (7) 府中NPO・ボランティア活動センターの登録団体の代表者 2人以内
- (8) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事のうち、可否を決する必要がある場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民協働推進本部市民活動支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

(2) 府中市市民協働推進協議会名簿

府中市市民協働推進協議会委員名簿

(敬称略：五十音順)

No.	氏名	性別	選出団体等	備考
1	太田 殖之	男	(株)地域協働推進機構	
2	正満 たつる子	女	(特非)みたか市民協働ネットワーク	
3	千賀 祐太郎	男	東京農工大学	会長
4	田中 善次郎	男	NPO 団体	
5	戸島 忠彦	男	公募市民	
6	長島 剛	男	多摩信用金庫	
7	長谷部 美佳	女	東京外国語大学	
8	原 智子	女	NPO 団体	
9	日笠 玄紀	男	府中市社会福祉協議会	
10	村山 鑑恵	女	公募市民	
11	八木 博道	男	むさし府中商工会議所	
12	山上 義人	男	コミュニティ協議会	
13	山崎 猛	男	府中市自治会連合会	副会長

任期 平成 25 年 5 月 27 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(3) 府中市市民協働推進協議会検討経過

回	開催日	議題
1	平成 25 年 5 月 27 日 (月)	委員委嘱、正副会長の選出、今後の進め方
2	平成 25 年 6 月 20 日 (木)	第 6 次府中市同総合計画基本構想について、協働に係る市の取組み状況、
3	平成 25 年 7 月 23 日 (火)	横浜市行政視察
4	平成 25 年 8 月 6 日 (火)	グループインタビュー、市民協働意識調査結果について、基本方針の策定に向けて
5	平成 25 年 9 月 10 日 (火)	基本方針の策定に向けて～方針についての方 向性及び構成の検討、『策定の経緯』『協働の 必要性』を中心とした検討～、協働に関する 宣言の検討について
—	平成 25 年 9 月 18 日 (水)、 9 月 24 日 (火)	ワークショップ
6	平成 25 年 10 月 2 日 (水)	協働に関する宣言の検討について、基本方針 の策定に向けて
7	平成 25 年 11 月 5 日 (火)	都市宣言 (素案) の検討について、基本方針 (素案) の検討について
8	平成 25 年 12 月 13 日 (金)	都市宣言 (素案) の検討について、基本方針 (素案) の検討について
9	平成 26 年 2 月 10 日 (月)	パブリック・コメント手続における意見の反 映について、中間報告書の検討について
10	平成 26 年 3 月 7 日 (金)	中間報告書の最終確認

(4)府中市市民協働推進協議会における主な意見

① 基本方針(案)に関する主な意見

第1章 基本方針策定の経緯と位置づけ	
<ul style="list-style-type: none">・第6次基本計画に沿った内容であることを明記する。・協働に関して府中市には10年の歴史があることを記載する。・市民と市との協働は、基本ではなく、スタートとして分かりやすいため、そこから始めていくのだと思う。市民協働のゴールは様々な団体が相互に関係し合うことではないか。・全般的に市民が何かということは文章の中で出てくるが、もう少し別枠で何を市民として定義しているかについて早い段階で示したほうがよい。	
第2章 府中市が目指す協働の姿	
1 協働の必要性	<ul style="list-style-type: none">・現在の状況に合致（例えば東日本大震災）、発展させるようにして充実させる。・社会の変化＝住民ニーズの多様化→行政サービスの多様化→「市民力」の活用が必要という流れがよい。・個人・民間企業の社会貢献への意欲が高まっている。・NPOやボランティア活動の重要度が増している。・早くから自治会や老人会など様々なところで、地域課題の解決に取り組んでいるが、単体ではどうにもならず行き詰っている、だから行政と市民、活動団体との協働、また、市を外した横横の連携、そういったことも含めて進めていく必要があるとすべきではないか。・「地域固有のまつり」の次に「商店街」を追加してほしい。商店街のイベントだけでも年間4、2、3あり、それが地域のにぎわいやまちづくりに対する意識の高揚の一助になると思う。・自治会加入率は減少傾向にあるので、「自治会加入率が高く」を「自治会加入率は年々減少しているが比較的高く」に変え、市民の方にも危機感を持っていただくことが必要ではないか。
2 協働の定義と主体	<p>(協働の定義)</p> <ul style="list-style-type: none">・多層で多様な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ意見を交換し、対等の立場で進めること。・公共的サービスを担う行政及び各種活動主体が、共通する地域課題や社会的課題の解決に向けて、対等の立場で連携・協力して活動していくこと。 <p>(協働の主体)</p> <ul style="list-style-type: none">・市民協働を進める上で、市民や自治会などが協力していくことになるが、その中で事業者、商業者の視点がもう少し盛り込まれれば、協働がもう少し大きなものになると思う。例えば商店街や商工会議所、地域金融機関など、具体的に明記することで、それぞれの団体の認識や、自覚も向上し、協働という意識を持てるのではないか。・各活動団体をできるだけ具体的に表記する。・教育機関を追加（公と学→学生のインターンシップ、産と学→体験学習、民と学→コミュニティスクール・スクールティーチャー制度、民・学・公→地域ケア等）・市民（市の居住者、在勤者、在学者）、町会・自治会・管理組合、NPO 法人、市民活動団体＝任意団体（ボランティア、サークル、運営協議会等）学校等教育・研究機関、企業

等事業者、事業者団体、公益法人・団体、その他の団体（各種団体の連合会、共益団体等）、行政（市、警察署、消防署他）

- ・大人も子供も高齢者も障害者も、女性も男性も、みんなが参加できるのだという意味のことを入れてもらいたい。

3 協働の効果

- ・まち全体としての大きな効果があれば冒頭にあればよい。
- ・「市民にとっての効果」は、自治会や団体に所属していない市民も含めて、もっと一人ひとりの現状を踏まえた効果を書かなければいけないのではないか。
- ・「事業者にとっての効果」について、従業員の人材育成が企業も一番喜ぶことであり、あるいは地域と関わることによってリタイアしたあとに地域で支えてほしいという側面もあると思うので、そういったところをうまく表現できればと思う。

4 府中市らしい協働

（協働によるまちづくりのための役割分担）

- ・「市民と市の意識改革」：「補助金などを出してやってやろう」「市が助成などするのは当たり前だ」から脱皮。お互いに信頼関係を構築し、知恵を出し合い、切磋琢磨して将来の都市像を目標に向かって努力するように意識を変えていく。市職員の協働に対する認識を深める研修も必要。

- ・市民の役割をもっと強調する。
- ・事業者について、市はもっと積極、果敢に働きかけるとともに、相互信頼の上に立って相談にも乗り、WIN-WINの関係で協働事業を進めていく。

（各主体の特性を生かした協働）

- ・自治会は必置のものではないが、市にとっても連絡が取りやすいなど、自治会があることによるメリットもある。
- ・子どもが多いマンションであれば、小学校を通してつながりが生まれることもあり、時間はかかるが、新旧の自治会・管理組合等が上手く協力してやっている。そういったコーディネートをする役割も必要ではないか。

（本市が目指す協働の姿）

- ・第6次府中市総合計画の都市像（将来像）を念頭にする。
- ・市と市民、様々な活動主体・機関（民間企業も含む）がお互いにその立場を尊重し、信頼関係を築いて、役割分担しながら第6次府中市総合計画が目指す都市像に到達するように努力する。
- ・最終的に府中市として目指していくところは、市も一つの間接支援機関として機能すればよく、それを様々な主体が協働し合うことをやっていくことだと思う。特に市役所の職員も、フラットに一緒の関係なんだから一緒に汗をかく、一緒に現場でやることを研修で行えるようにするため、その辺はこだわったほうがよい。

第3章 協働の進め方

1 協働の原則

- ・目的共有の原則（協働することの目的が「みんなで創る、笑顔あふれる、住みよいまち」づくりであることを認識）、対等の原則、自主性尊重の原則、相互理解の原則、情報公開の原則、評価の原則
- ・協働の進捗状況について、相互に連絡を密にし、互いに協力すること。

2 協働の手法	
<p>(市民と市との協働事業の進め方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助・助成（行政）、委託（行政）、協働事業拡充のための人材育成（行政）、事業協力、共催、後援、実行委員会、協議会等（行政） ・ 市民や団体同士の協働にふさわしい形態や多角的な評価の方法について議論する必要がある。 ・ 現在の協働事業のパターン（委託、補助、後援等）に加え、市民主導による協働事業を促進させるような方向性を記載したい。 	
第4章 協働を推進するための基盤づくり	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働のコーディネーターや、行政のバックアップの役割は重要だと思う。 ・ 行政と民間はもとより、民間同士の協働も視野に入れ、地域の資源に関する情報提供やコーディネーターをする役割を担う「中間支援組織の充実」について記載。 ・ 市民からの提案型の協働事業の採用。 ・ 協働推進のための場の整備が必要である。 ・ 身近な地域のことに参加したい、役に立ちたいという人達が参加できる場所をつくる。 ・ 前指針にもあった市民活動拠点としての公共施設の利用を推進する必要がある。 ・ 協働に関する情報収集・提供（協働事業についての協働主体への普及啓発など）が必要である。 ・ NPO・ボランティア活動センターの充実：コーディネーターの配置、ボランティア同士の横へのネットワークを充実、協働の輪を広げる。 ・ 職員の認識と方針の認識が一致することを望む。 ・ 協働推進を支える財政支援（寄付金、ファンドなど）の充実が重要である。 ・ 活動による何らかの対価、例えば地域通貨など、活動資金やどこかの団体に寄付するといったことが、実際に協働を膨らませるものではないか。 ・ 協働を進める上での条例のようなものがあればよい。 ・ 市民の提案を精査し、各課に対し、最大限に力を出せる部署（総合調整組織）の設置。 ・ ガイドライン（協働の考え方、方法、留意点）をつくり、チェックシートとする。 	

② 都市宣言(案)に関する主な意見

<p>府中市の魅力</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊か、文化が豊か、自然と文化が五感で感じられる ・伝統と新しい文化が共存する所。新しさと古さ ・便利、交通の利便性が高い、都心まで近い ・古い歴史があり、その歴史を大切にしている ・大企業を含めた企業が多く、まちの発展に貢献している ・自治会加入率が高く、地域の課題解決に活発な活動を展開している ・スポーツ施設や文化施設、公共施設が多い
<p>府中市の未来への期待</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・働く世代が住み続けられる（仕事がある）、働く場と近い ・健康で笑顔あふれる ・支えあい ・若者も高齢者も、日本人も外国人も、男も女も、全ての人が気軽に交流ができる所 ・自然を大切に ・まちを行きかう人たちの会話が多い ・公園や子どもと高齢者の施設が併設されており、交流と見守りが徹底されている ・安心・安全、災害に強いまち ・まちへの愛着、住み続けられるまち ・次の世代にわたす、子どもに受け継ぐ ・暮らしを楽しむ
<p>府中市における協働のあり方</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる市民が参加できる機会を提供 ・あなたができる身近な事がまちの笑顔につながります ・市民と市民団体と事業者が共に協力するまち ・知恵を出すこと、汗をかくこと ・各機関、団体、企業、学校等の連携が密になっており、一緒に地域の課題、社会的課題の解決に取り組んでいる ・個の力を活かす ・市民が主体、主役となって課題解決
<p>宣言としてのしめくくり</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市民、企業、各種団体、行政が共に力を合わせることを宣言します ・ヒトゴトからジブンゴト ・多摩地域をひっぱり ・市政60周年を機に伝統を大切に、新しき事にも挑戦し、市民、企業、各種団体、行政が共に力を合わせ、地域力のある府中にするため協働して歩みましょう ・ひとりひとりの小さな役割を発揮、つながって大きな力になる

(5) パブリックコメントの実施結果について

① 意見の提出期間

② 意見の件数等

意見件数	提出者数	意見の提出方法別人数			
		電子メール	ファックス	郵送	意見投函箱
12件	5名	3名	1名	0名	1名

③意見の概要及び意見に対する市の考え方

No.	頁数	項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	2	第2章 府中市が目指す協働の姿 1 協働の必要性	4行目の冒頭の「が」は、「は」のほうがよいと思いました。	ご意見のとおり、「地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、」に修正いたします。
2	5	第2章 府中市が目指す協働の姿 4 府中市らしい協働	「府中市らしい協働」の意味があまりにも大きく広い表現なので、どのことをさしているのか、もっと言葉を分かり易く、具体的にイメージができるような行動表現が良いのではと思う。府中市のまち創りの力は行政の協力なしには実現しないものであるため、意見を聞いたときに否定することを最初に考えるのではなく、いかに良い方向に考えられるかが基本になるような気がする。	当協議会におきましても、府中市の魅力は様々ある中で、いかに「府中市らしい協働」を掲げ、推進していくかについて議論がありましたが、協働は様々な分野やテーマで進められる可能性があることから、全体を通じて、できるだけ特定の分野やテーマに偏らないように配慮した経緯がございます。 ただし、ご指摘のとおり、少しでも読んだ方に、自分の身の回りのことからでも「府中市らしい協働に取り組めるんだ」と感じていただけるよう、基本方針(案)「第2章 府中市が目指す協働の姿 4 府中市らしい協働」について、『本市において、今後、協働によるまちづくりをより効果的にすすめていくためには、各主体が、あらためて本市の特徴やまちづくりにおける役割を理解するとともに、それぞれの特性や専門性を十分に発揮することが重要です。そのうえで、ともに考え、汗を流し、一体となって取り組むことにより、「府中市らしい」協働が育まれていくと考えます。』に改めます。

				あわせて、府中市らしい協働をより実現するため、「第2章 府中市が目指す協働の姿」において「さらに、総合病院や専門病院などの医療機関も充実しており、市民の暮らしに安心感を与えているなどの特徴があります。」と記載することとします。
3	5	第2章 府中市が目指す協働の姿 4 府中市らしい協働	「ウ 目的型活動団体」について、方針案の他の部分では、協働を推進する様々な主体間の「対等」性が謳われているにも関わらず、「自己責任のもとで」という文言が出てくることに、たいへんな違和感を覚えました。「社会的な課題に向き合って設立された目的型活動団体には、協働による街づくりを主体的に推進する役割が期待される。そういった活動を拡げてゆくためにも、広く市民に活動内容等を紹介するなかで、参加の「場」を提供したり、協働の意味について考えるきっかけを提供したりする活動もまた期待される。」といった文言の方が、本質を突いているような気がします。	ご意見を踏まえ、「自らの活動が果たす社会的意義を踏まえ、協働によるまちづくりを主体的に推進するとともに、広く市民に活動内容等を紹介し、参加の場や機会を提供することが期待されます。」に修正いたします。
4	12 ～ 14	第4章 協働を推進するための基盤づくり	今までに協働に関する施策が実行されてきましたが、個の職員の意識のなさに長い間進歩が遅かったと思っています。庁舎内の教育、広報が十分に行われないとまた同じことの繰り返しになると考えられるため、まち創りを推進する方が長期間チェック、見守りを行ってほしい。民間の活力と行政の動向は評価を通して出来るものと考えます。	「協働の推進に係る庁舎内の教育等の必要性」につきましては、基本方針(案)「第4章 協働を推進するための基盤づくり(2) 職員の意識改革・スキルアップ」において取組の方向性を示しております。 また、「協働の推進に係るチェック・見守りの実施の必要性」につきましても、同様に「(8) 協働を推進するための組織的な仕組みづくりの検討」や「(9) 協働事業の評価・検証の仕組みの整備」において取組の方向性を示しております。 なお、当協議会におきましては、次年度、これらに基づき、具体的な行動計画の検討を進めてまいります。

				すので、その際にはいただいたご意見を踏まえ、議論してまいります。
5	1 2	第4章 協働を推進するための基盤づくり	地域の課題解決を進める様々な立場の『市民』が連携し、まちづくりに向けて相乗効果を出していけることが望ましいと考えますが、市民同士の情報共有や意見交換の場が持てない現状です。次世代へつなげる地域の活性化のためには、それぞれが連携する意識と連携できる仕組みが必要だと考えます。市の役割として、様々な主体を協働へつなぐための場の設定や事業形態（委託・協賛・補助など）の整備を行うことが必要だと考えます。	「様々な主体を協働へつなぐための場の設定」につきましては、基本方針（案）「第4章 協働を推進するための基盤づくり (3) 情報共有・双方向型コミュニケーションの推進」において、また「事業形態の整備」につきましては、基本方針（案）「第3章 協働の進め方」において、それぞれ考え方や取組の方向性を示しております。 当協議会におきましては、次年度、これらに基づき、具体的な行動計画の検討を進めてまいりますので、その際にはいただいたご意見を踏まえ、議論してまいります。
6	1 3	第4章 協働を推進するための基盤づくり	「(5) 市民活動拠点施設等の有効活用」について、この項目に、協働推進のための場が必要である旨が出てきます。ぜひとも、世代を超えた市民からなる協議会をつくり、再開発事業によってできる市民活動拠点施設の在り方や、それと在来の公共施設とのネットワークによる協働の「場」の在り方について協議してほしい。	「市民活動拠点施設の在り方そのものを協議するための協議会の設置」につきましては、当協議会の所管ではありませんが、府中市ホームページに掲載のとおり、平成25年1月に府中市市民活動推進協議会から府中市長に対して「府中市における市民活動の推進に向けた施策について」検討結果報告書が提出されており、この中で当該施設の基本的な在り方等についても検討されていることをお伝えいたします。 (なお、市では、当該報告を踏まえ、市民活動拠点施設の在り方について検討をしております。) なお、「在来の公共施設とのネットワークによる協働の「場」の在り方を協議するための協議会の設置」につきましては、基本方針（案）「第4章 協働を推進するための基盤づくり、(8)協働を推進するための組織的な仕組みづくりの検討」において方向性を示しております。 当協議会におきましては、次年度、この方向性に基づき、具体的な行動計画の検討を進めてまいりますので、その際には世代を超えた協議会の設置等、いただいたご意見を

				踏まえ、議論してまいります。
7	1 3	第4章 協働を推進するための基盤づくり	市民・行政が対等な立場で、特性を生かした事業が幅広い分野で広がっていくことで、市民主体のまちづくりが構築されていくと考えます。市民それぞれの発想力と強みを活かした事業の立ち上げと市民の役割の意識向上のために、市民からの協働事業の提案を広く募ることが必要だと考えます。また、その活動を広く地域に見せることで、協働事業の必要性を実感でき、市民の寄付意識など、活動を支える環境づくりが進み、事業の自立が可能になると考えます。	「市民からの協働事業の提案募集」及び「市民の寄附意識の醸成」につきましては、基本方針（案）「第4章 協働を推進するための基盤づくり (6) 市民自身が市民の活動を支える環境づくり」及び「(7) 協働事業提案制度の整備」において、取組の方向性を示しております。 当協議会におきましては、次年度、これらに基づき、具体的な行動計画の検討を進めてまいりますので、その際にはいただいたご意見を踏まえ、議論してまいります。
8	1 4	第4章 協働を推進するための基盤づくり	組織の継続性とそれなりの権限やモチベーションがないと、継続は困難です。組織体制やPDCAのチェック部分などの追加表記が必要です。 「府中市NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する指針」がこれまでの10年間どのような扱いを受けてきたのかが、基本方針を見ても表記がありません。基本方針の14頁(10)の「PDCAサイクルに基づく進行管理を行う」とするならば、まずこれまでどうだったか、何が問題だったか、が明確になっているべきです。	基本方針（案）「第4章 協働を推進するための基盤づくり (8)協働を推進するための組織的な仕組みづくりの検討」及び「(10)協働の取組を効果的に進めるための行動計画の策定・条例の整備」において、組織体制の構築やPDCAサイクルの必要性について提言しており、具体的な取組については、次年度の行動計画の検討を進める中で議論してまいります。なお、基本方針及び都市宣言は、それ自身が普遍性・継続性を有するものであることから、組織の継続性についてあらためて追加表記する必要はないものと考えます。また、従来の指針の取扱いや振り返りの結果を明記すべきとのご意見ですが、当協議会は、これからの府中市が市民協働に取り組む基本方針について議論する場であり、検討にあたって、従来の指針に基づいた取組の現状や課題などを確認しましたが、この基本方針の中で10年間の評価を記載する予定はございません。なお、基本方針（案）「第4章 協働を推進するための基盤づくり (10)協働の取組を効果的に進めるための行動計画の策

				定・条例の整備」における PDCA サイクルの記述につきましては、今回策定する基本方針に基づく具体的な行動計画に対するもので、今後の進行管理を想定しています。
9	14	第4章 協働を推進するための基盤づくり	協議会より提案された方針に沿った協働を確実に推進するために、協働事業の目的を明確にした具体的な事業形態の提案と行動計画の策定を望みます。	<p>協働事業を進める際には、協働の原則に則って取り組むことが求められ、基本方針（案）におきましても、「第3章 協働の進め方 1 協働の原則 ア 目的共有の原則」を明記しております。したがって、各主体間で協働事業を行う場合は、この「目的共有の原則」に則り、当該事業の目的を明確にした上で、これを共有し、取組を進める必要があります。</p> <p>当協議会では、方針に沿った協働を確実に推進するため、次年度、具体的な行動計画の検討を進めてまいります。その際には、いただいたご意見を踏まえ、「協働事業提案制度等」における目的の明確化や具体的な事業形態の提案等につきましても、議論してまいります。</p>
10			<p>とても読み易く、内容・基本的なつかみ方・認識・方法論に共感した。</p> <p>今後府中市が行う施策が市民の理解と協力と認識と高度な人間性なしに実行と実現への道程は難しいのだろうと勉強した。</p> <p>一市民として何からやっていくことが協働につながるのか考えて行動したい。</p>	—
11			<p>市民協働の定義を、「府中市市民協働の推進に関する基本方針（案）」（以下「基本方針」）及び「府中市市民協働都市宣言（案）」（以下「宣言」）と、第6次府中市総合計画などとの整合性を図ってください。</p> <p>市民協働の考え方を府中市の中に根付かせようとするなら、この基本方針をベースにして、おかしな使い方</p>	<p>第6次府中市総合計画及びインフラマネジメント計画における「協働」の用法に対するご意見につきましては、市民協働推進協議会（以下「当協議会」といいます。）の所管ではないため、事務局を通じ、担当部署へ伝えさせていただきます。</p> <p>なお、府中市市民協働の推進に関する基本方針（案）（以下「基本方針（案）」）におきましても、「協働」については、「多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立</p>

		<p>を補正していくことが必要です。例えば、総合計画の中で、協働するのは市民と事業者であり、市は誘導、指導、推進するとの高みからの表現が見られます。本来の「協働」の表現は、基本方針のとおり、対等の立場で市民や各活動団体と市が主体となっていく活動のはずです。しかし、必ずしもそうではない表現が総合計画の中に混じるのは理解が得られないのではないかと思います。「協働」が今総合計画ではキーワードの一つだということで、安易な使用を広げることは好ましくありません。すでに策定済みのインフラマネジメント計画などでも、協働の言葉の使用が見られます。府中市が策定する文書での整合性を保つようにしてください。</p>	<p>場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること」とし、さらに、本市が目指す協働の姿として、市民と市との協働だけではなく、様々な主体間の協働の取組を推進していくこととしています。</p>
1 2		<p>インフラマネジメント計画における「市民との協働による管理」で、市民協働による取組の効果を経費削減とストレートに表現することはいかかなものかと思えます。市の財政が厳しさを増していることは、十分承知しているつもりです。経費削減のためばかりの市民との協働であれば、方針の考えから離れ、市民からの広い支持は得られません。なんらかの表現の変更・追加が必要です。</p>	<p>府中市インフラマネジメント計画における「協働」の用法に対するご意見につきましては、当協議会の所管ではないため、事務局を通じ、担当部署へ伝えさせていただきます。</p>

(6) 市民協働に関する調査結果

① NPO・ボランティア、企業・学校との協働に係わる調査結果

■調査の概要

下表に示す4種の調査結果をもとに、府中市におけるNPO・ボランティア、企業・学校との協働状況に加え、政策形成過程への市民等の参画状況について集計・整理した。

表 各調査結果の概要

調査結果	調査時期	概要
①NPO・ボランティアとの協働に係る調査	平成25年2月	協働形態が「共催・後援」、「実行委員会」、「事業協力」、「委託」に関するもの
②企業・学校との協働調査	平成25年5月	
③附属機関・類似機関一覧（平成25年4月時点）	平成25年4月	協働形態が「政策形成過程への参画（協議会等）」に関するもの
④パブリックコメント手続き実施状況一覧（平成24年度）	平成25年3月	協働形態が「政策形成過程への参画（パブコメ）」に関するもの

■集計結果の概要

協働の件数、協働の概要（協働の形態や協働の相手、協働の分野等）について集計を行った。

ア 協働の件数

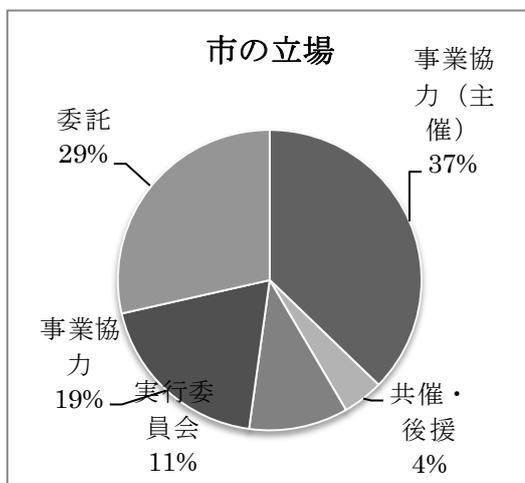
区分	協働件数
●協働形態が「共催・後援」、「実行委員会」、「事業協力」、「委託」に関するもの	161 事業 平成24年度
●協働形態が「政策形成過程への参画（協議会等）」に関するもの	66 機関 平成25年4月時点
●協働形態が「政策形成過程への参画（パブコメ）」に関するもの	実施数6件 提出人数累計121人 提出意見累計559件 平成24年度

イ 協働形態が「共催・後援」、「実行委員会」、「事業協力」、「委託」に関するもの
の協働の概要

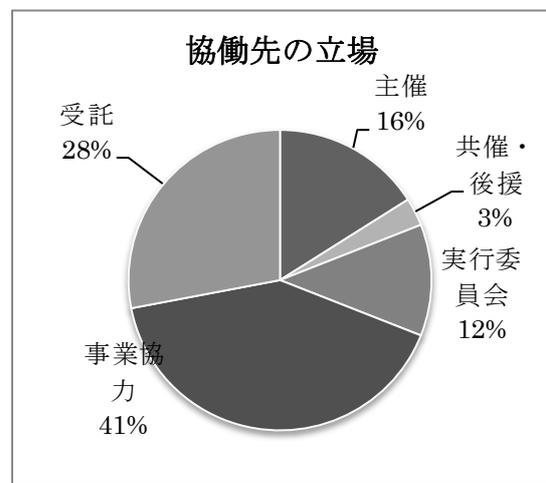
「協働の形態」、「協働の相手」、「協働の分野」を集計した結果をいかに示す。

【協働の形態】

- ・市の立場では「事業協力（主催）」が最も多く約4割、次いで「委託」が約3割と多い。
- ・協働先の立場では、「事業協力」が最も多く約4割、次いで「受託」が約3割と多い。



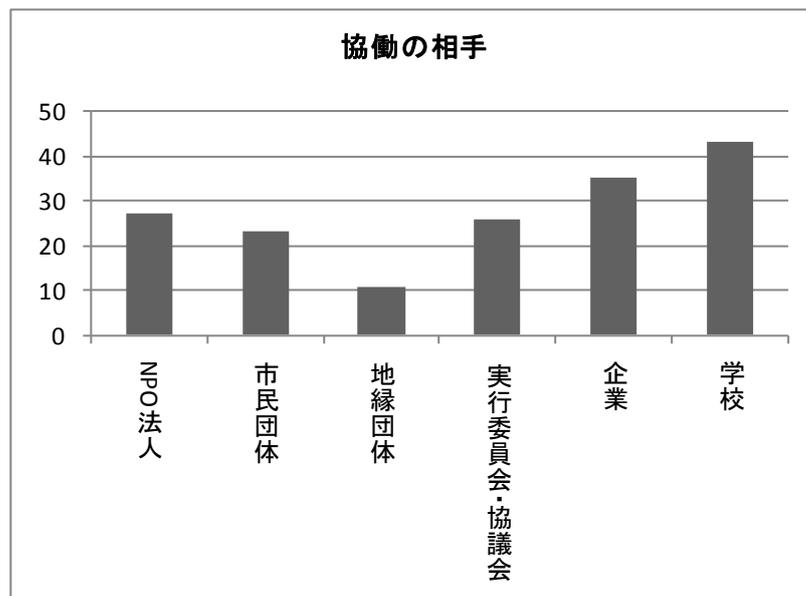
(n=161)



(n=161)

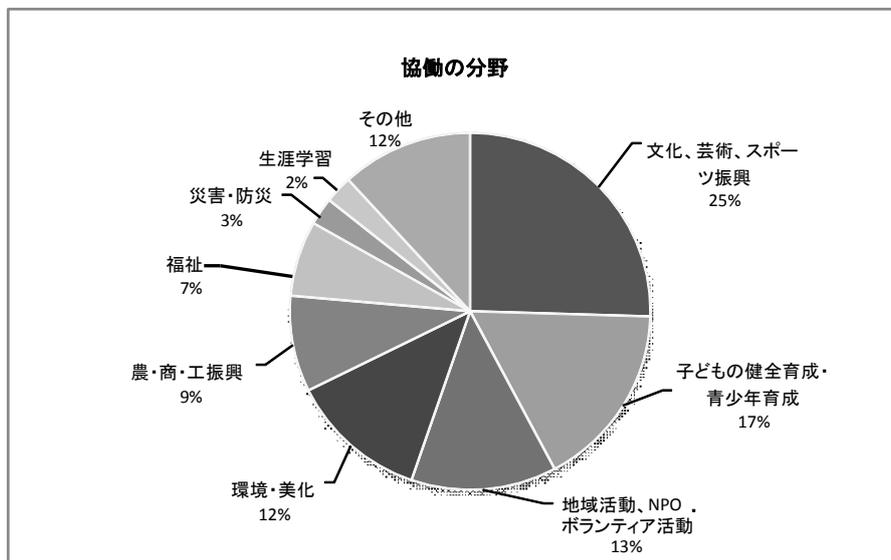
【市の協働の相手】

市の協働の相手としては、「学校」が最も多くなっている。



【協働の分野】

協働の分野としては、「文化、芸術、スポーツ振興」関連が多い。特に、市民体育大会、府中駅伝競走大会、スポーツ祭東京2013関連など、スポーツ振興に関する事業が多くなっている。



※事業内容について、上図のテーマ区分に基づき分類をした（事業によっては一つのテーマにとどまらないものもあるが、最も近いテーマに分類している）。
(n=161)

② 協働に関する市民意識調査(平成 25 年度)

■調査の概要

調査手法	施設配布、団体配布、ホームページ等
調査対象	府中市民、市内在勤、市内在学の方
回収サンプル数	504 件
調査時期	平成 25 年 5 月 23 日～6 月 7 日

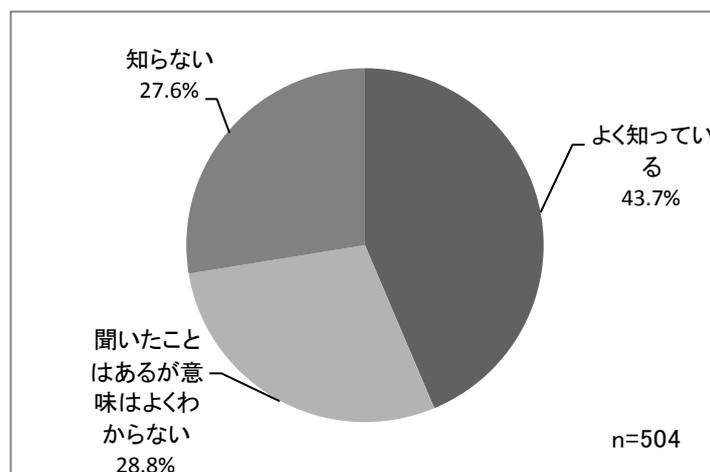
■調査結果

ア 協働の認識について

問 あなたは「協働」という言葉を知っていますか。最も近いものを1つ選んでください。

「よく知っている」が特に多く、約4割を占めたが、「聞いたことはあるが意味はよくわからない」、「知らない」がそれぞれ3割弱あった。

設問1 「協働」という言葉の認知度		(SA)		
No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無回答)%
1	よく知っている	220	43.7	43.7
2	聞いたことはあるが意味はよくわからない	145	28.8	28.8
3	知らない	139	27.6	27.6
	無回答	0	0.0	
	サンプル数(%ベース)	504	100	504

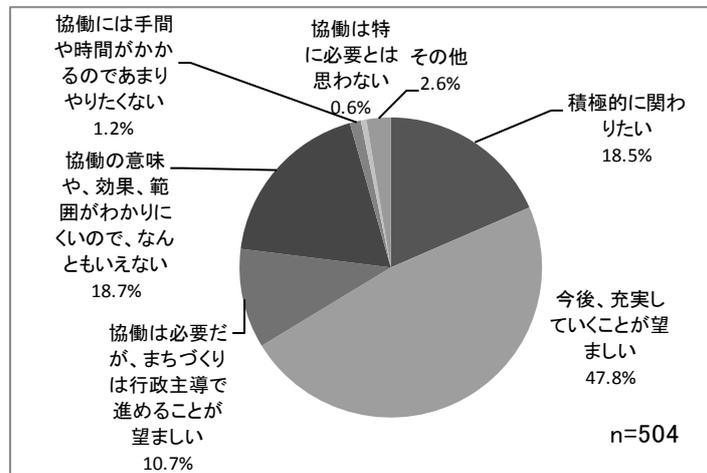


イ 協働のまちづくりへの関心について

問 市では、市民や市民団体、NPO、企業等（以下「市民等」という。）との協働によるまちづくりを進めたいと考えています。このことについてあなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。

「今後、充実していくことが望ましい」が最も多く5割近くであった。次いで「協働の意味や、効果、範囲がわかりにくいので、なんともいえない」、「積極的に関わりたい」が多く、それぞれ2割近くであった。

設問2 協働のまちづくりへの関心		(SA)		
No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無回答)%
1	積極的に関わりたい	93	18.5	18.5
2	今後、充実していくことが望ましい	241	47.8	47.8
3	協働は必要だが、まちづくりは行政主導で進めることが望ましい	54	10.7	10.7
4	協働の意味や、効果、範囲がわかりにくいので、なんともいえない	94	18.7	18.7
5	協働には手間や時間がかかるのであまりやりたくない	6	1.2	1.2
6	協働は特に必要とは思わない	3	0.6	0.6
7	その他	13	2.6	2.6
	無回答	0	0.0	
	サンプル数(%ベース)	504	100	504

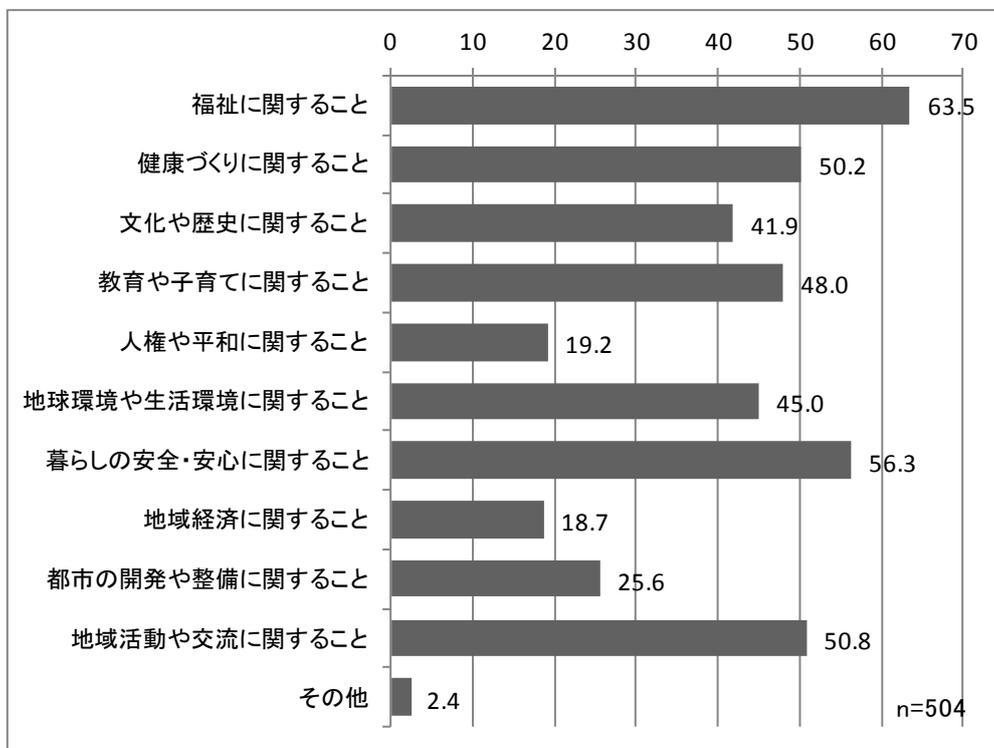


ウ 特に協働が有効と思う分野について

問 次の取組のうち、特に市民等と行政が協働で取り組むことが必要、あるいは有効なのはどのような分野だと思いますか。(複数回答可)。

「福祉に関すること」が最も多く6割以上であった。次いで「暮らしの安全・安心に関すること」、「地域活動や交流に関すること」、「健康づくりに関すること」の順に多く、5割以上であった。

設問3 特に協働が有効と思う分野		(MA)		
No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無回答)%
1	福祉に関すること	320	63.5	64.9
2	健康づくりに関すること	253	50.2	51.3
3	文化や歴史に関すること	211	41.9	42.8
4	教育や子育てに関すること	242	48.0	49.1
5	人権や平和に関すること	97	19.2	19.7
6	地球環境や生活環境に関すること	227	45.0	46.0
7	暮らしの安全・安心に関すること	284	56.3	57.6
8	地域経済に関すること	94	18.7	19.1
9	都市の開発や整備に関すること	129	25.6	26.2
10	地域活動や交流に関すること	256	50.8	51.9
11	その他	12	2.4	2.4
	無回答	11	2.2	
	サンプル数(%ベース)	504	100	493

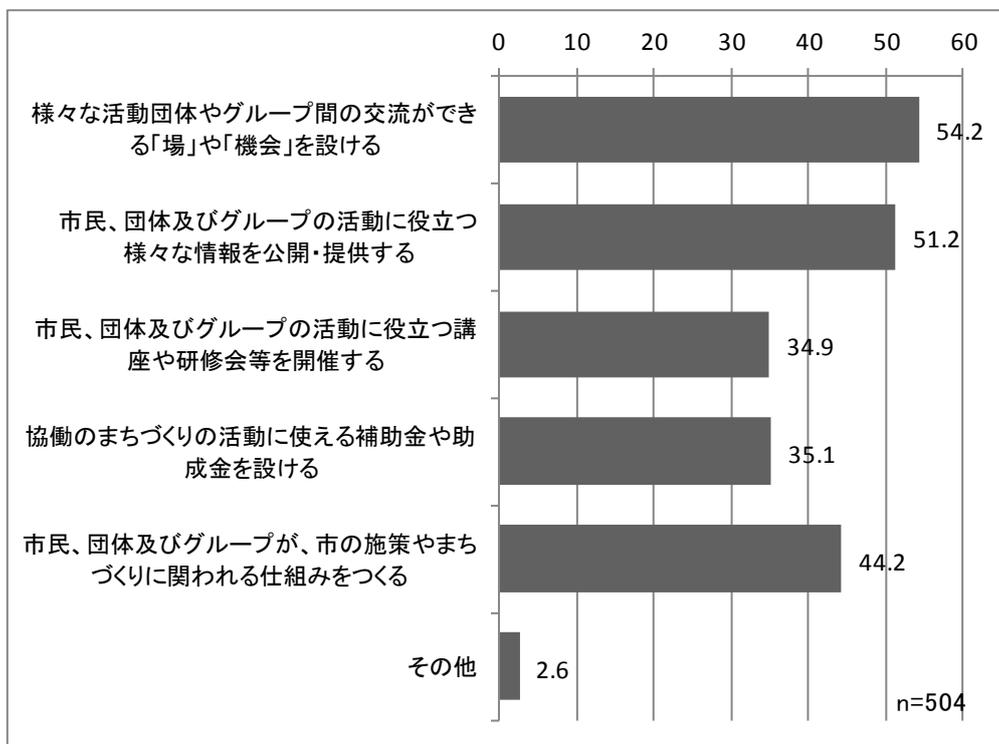


エ 協働のまちづくりを進めるために行政がすべきことについて

問 協働のまちづくりを進めるために、行政は具体的にどのようなことをすればよい
 と思いますか。(複数回答可)

「様々な活動団体やグループ間の交流ができる「場」や「機会」を設ける」が最も多く、次いで「市民、団体及びグループの活動に役立つ様々な情報を公開・提供する」が多く、5割以上であった。

設問4 協働のまちづくりを進めるために行政がすべきこと		(MA)		
No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無回答)%
1	様々な活動団体やグループ間の交流ができる「場」や「機会」を設ける	273	54.2	57.8
2	市民、団体及びグループの活動に役立つ様々な情報を公開・提供する	258	51.2	54.7
3	市民、団体及びグループの活動に役立つ講座や研修会等を開催する	176	34.9	37.3
4	協働のまちづくりの活動に使える補助金や助成金を設ける	177	35.1	37.5
5	市民、団体及びグループが、市の施策やまちづくりに関わる仕組みをつくる	223	44.2	47.2
6	その他	13	2.6	2.8
	無回答	32	6.3	
	サンプル数(%ベース)	504	100	472

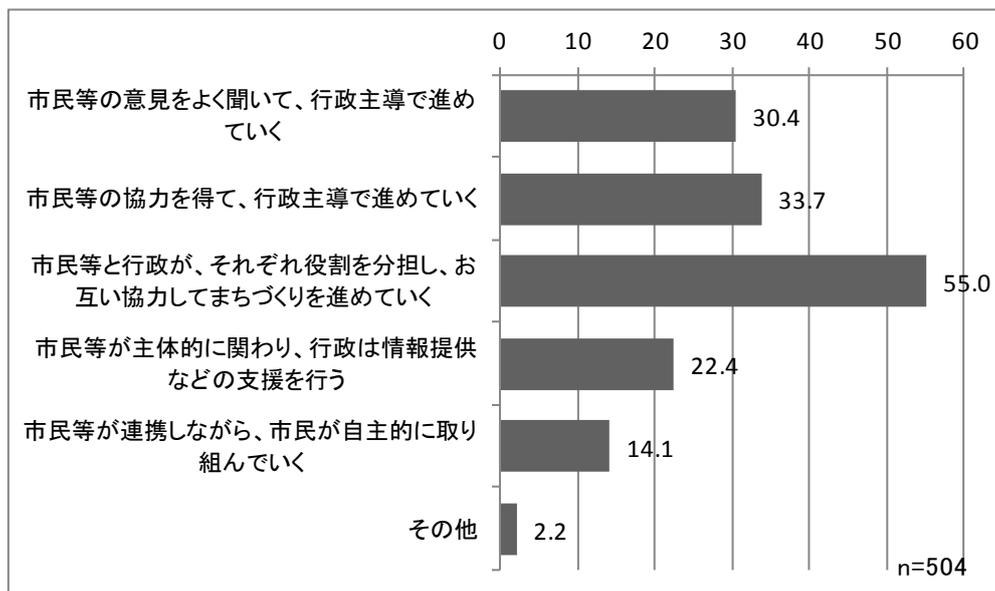


オ 協働を進めるために市民と行政が取り組むべきこと

問 今後、協働を進め、よりよいまちづくりを推進していくために、市民と行政がどのように取り組むことが重要だと思いますか。(複数回答可)

「市民等と行政が、それぞれ役割を分担し、お互い協力してまちづくりを進めていく」が最も多く5割以上であった。次いで「市民等の協力を得て、行政主導で進めていく」、「市民等の意見をよく聞いて、行政主導で進めていく」が多く、約3割であった。

設問5 協働を進めるために市民と行政が取り組むべきこと (MA)				
No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無回答)%
1	市民等の意見をよく聞いて、行政主導で進めていく	153	30.4	32.8
2	市民等の協力を得て、行政主導で進めていく	170	33.7	36.5
3	市民等と行政が、それぞれ役割を分担し、お互い協力してまちづくりを進めていく	277	55.0	59.4
4	市民等が主体的に関わり、行政は情報提供などの支援を行う	113	22.4	24.2
5	市民等が連携しながら、市民が自主的に取り組んでいく	71	14.1	15.2
6	その他	11	2.2	2.4
	無回答	38	7.5	
	サンプル数(%ベース)	504	100	466



③ 協働に関する職員意識調査(平成 25 年度)

■調査の概要

調査手法	庁内メールによる配布、回収
調査対象	府中市役所職員
回収サンプル数	1,003 件/1225 人 (対象：正規職員 平成 25.5.1 現在)
調査時期	平成 25 年 5 月

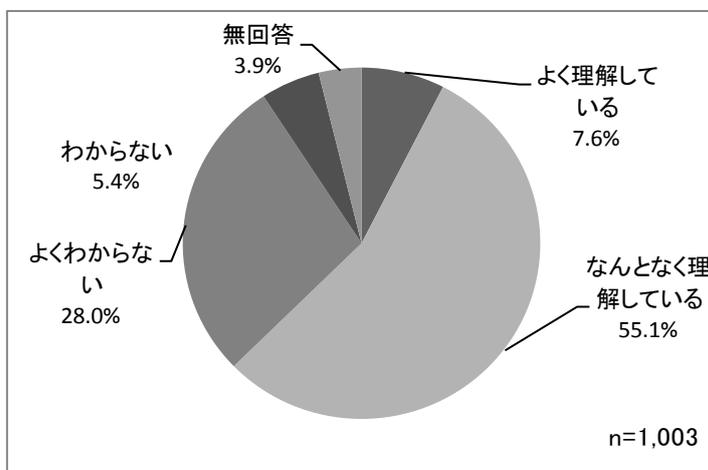
■調査結果

ア 協働についての理解度

問 あなたは、自分が「協働」についてどの程度理解していると思いますか。

「なんとなく理解している」が最も多く、6割近くであった。次いで「よくわからない」が多く、約3割であった。

問4 協働についての理解度		(SA)		
No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無回答)%
1	よく理解している	76	7.6	7.9
2	なんとなく理解している	553	55.1	57.4
3	よくわからない	281	28.0	29.1
4	わからない	54	5.4	5.6
	無回答	39	3.9	
	サンプル数(%ベース)	1003	100	964

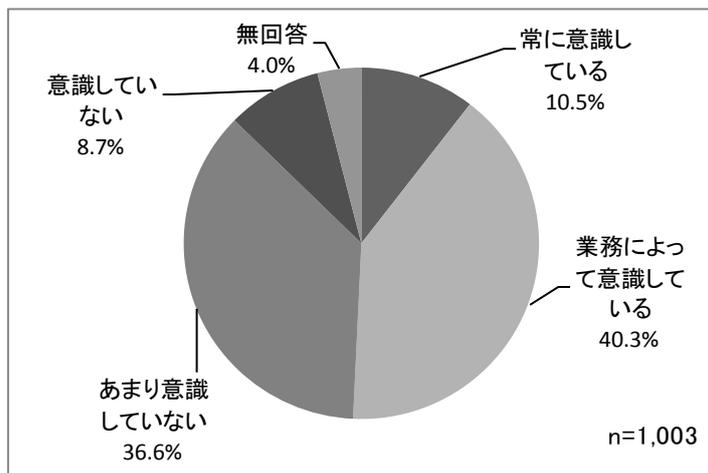


イ 担当業務における協働の意識

問 あなたは、担当業務において、「協働」についてどの程度意識して仕事を進めていますか。

「業務によって意識している」が最も多く4割以上であった。次いで「あまり意識していない」が多く、3割弱であった。

問5 担当業務における協働の意識		(SA)		
No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無回答)%
1	常に意識している	105	10.5	10.9
2	業務によって意識している	404	40.3	42.0
3	あまり意識していない	367	36.6	38.1
4	意識していない	87	8.7	9.0
	無回答	40	4.0	
	サンプル数(%ベース)	1003	100	963

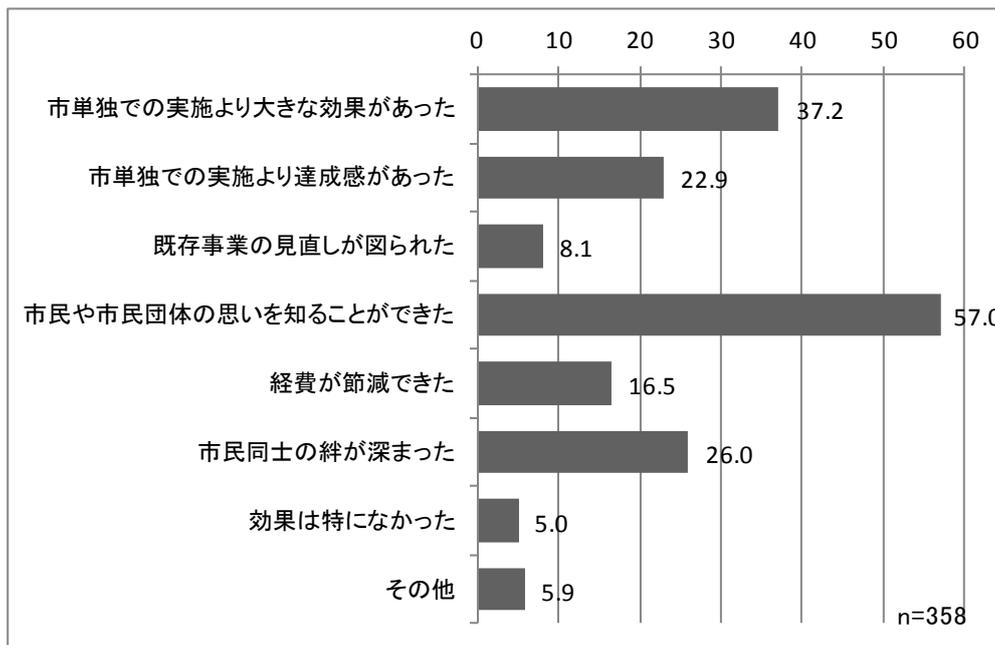


ウ 経験した協働による効果

問 「協働した経験がある」と回答した方のみ) 協働により事業を行ったことで、
どのような効果がありましたか。(複数回答可)

「市民や市民団体の思いを知ることができた」が約6割で最も多く、次いで「市単独での実施より大きな効果があった」、「市民同士の絆が深まった」、「市単独での実施より達成感があった」の順に多い。

問7④ 経験した協働による効果		(MA)		
No.	カテゴリ	件数	(全体)%	(除無回答)%
1	市単独での実施より大きな効果があった	133	37.2	38.8
2	市単独での実施より達成感があった	82	22.9	23.9
3	既存事業の見直しが図られた	29	8.1	8.5
4	市民や市民団体の思いを知ることができた	204	57.0	59.5
5	経費が節減できた	59	16.5	17.2
6	市民同士の絆が深まった	93	26.0	27.1
7	効果は特になかった	18	5.0	5.2
8	その他	21	5.9	6.1
	サンプル数(%ベース)	358	100	343

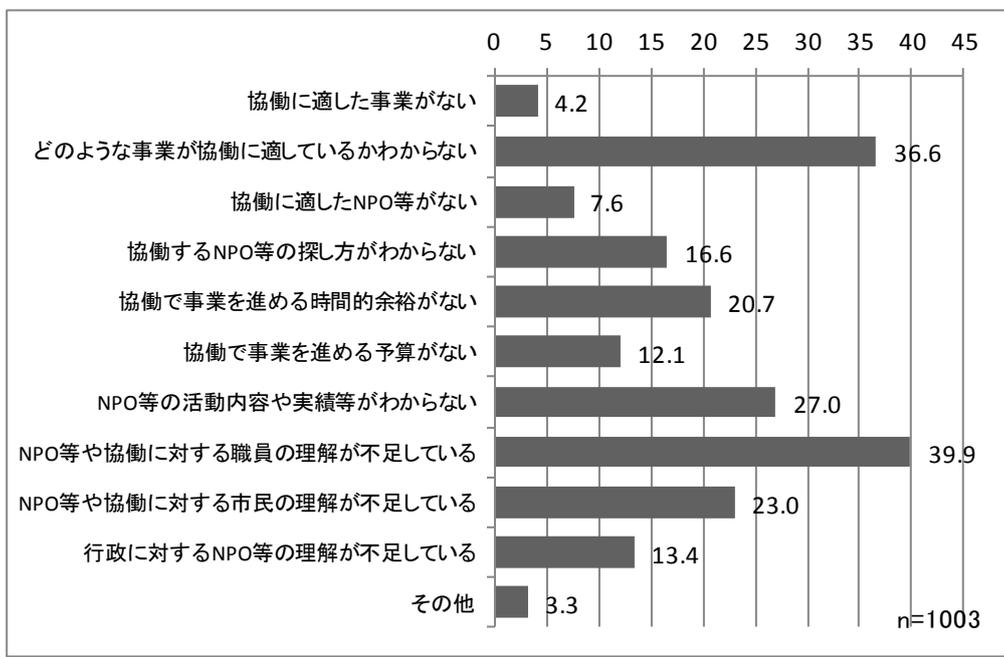


エ 協働を進める上での課題

問10 NPO等の市民団体、自治会、企業等（以下「NPO等」）と協働を進めるうえでの課題は何だと思えますか。

「NPO等や協働に対する職員の理解が不足している」が4割以上で最も多く、次いで「どのような事業が協働に適しているかわからない」、「NPO等の活動内容や実績等がわからない」、「NPO等や協働に対する市民の理解が不足している」の順に多い。

No.	カテゴリ	(MA)		
		件数	(全体)%	(除無回答)%
1	協働に適した事業がない	42	4.2	4.5
2	どのような事業が協働に適しているかわからない	367	36.6	39.7
3	協働に適したNPO等がない	76	7.6	8.2
4	協働するNPO等の探し方がわからない	166	16.6	17.9
5	協働で事業を進める時間的余裕がない	208	20.7	22.5
6	協働で事業を進める予算がない	121	12.1	13.1
7	NPO等の活動内容や実績等がわからない	271	27.0	29.3
8	NPO等や協働に対する職員の理解が不足している	400	39.9	43.2
9	NPO等や協働に対する市民の理解が不足している	231	23.0	25.0
10	行政に対するNPO等の理解が不足している	134	13.4	14.5
11	その他	33	3.3	3.6
	サンプル数(%ベース)	1003	100	925

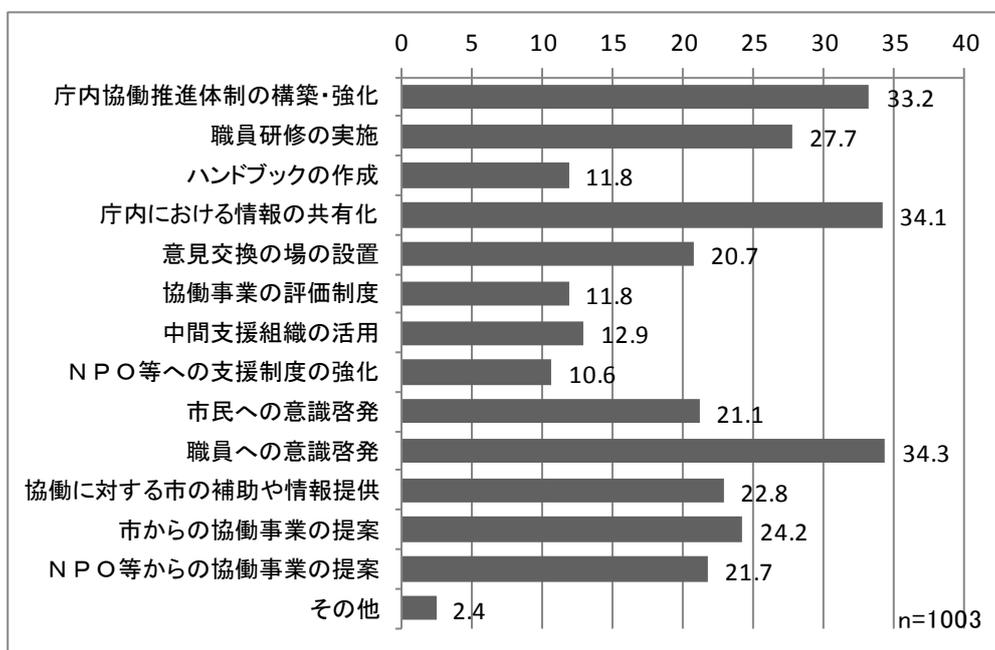


オ 協働を進める上での有効な取組み

問 NPO等との協働を進めるうえでの有効な取組は何だと思いますか。(複数回答可)

「職員への意識啓発」が4割弱で最も多く、次いで、「庁内における情報の共有化」、「庁内協働推進体制の構築・強化」、「職員研修の実施」の順に多い。

No.	カテゴリ	(MA)		
		件数	(全体)%	(除無回答)%
1	庁内協働推進体制の構築・強化	333	33.2	35.8
2	職員研修の実施	278	27.7	29.9
3	ハンドブックの作成	118	11.8	12.7
4	庁内における情報の共有化	342	34.1	36.8
5	意見交換の場の設置	208	20.7	22.4
6	協働事業の評価制度	118	11.8	12.7
7	中間支援組織の活用	129	12.9	13.9
8	NPO等への支援制度の強化	106	10.6	11.4
9	市民への意識啓発	212	21.1	22.8
10	職員への意識啓発	344	34.3	37.0
11	協働に対する市の補助や情報提供	229	22.8	24.6
12	市からの協働事業の提案	243	24.2	26.1
13	NPO等からの協働事業の提案	218	21.7	23.4
14	その他	24	2.4	2.6
	サンプル数(%ベース)	1003	100	930



府中市市民協働推進協議会
中間報告書

平成26年 月